

四半期報告書

(第9期第1四半期)

自 平成21年4月1日
至 平成21年6月30日



株式
会社

りそなホールディングス

RESONA

(E03610)

第9期第1四半期（自平成21年4月1日 至平成21年6月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそなホールディングス

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	20
第4 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
2 【株価の推移】	35
3 【役員の状況】	37
第5 【経理の状況】	38
1 【四半期連結財務諸表】	39
2 【その他】	54
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	55

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月13日

【四半期会計期間】 第9期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜 垣 誠 司

【本店の所在の場所】 大阪市中央区備後町二丁目2番1号

【電話番号】 大阪(06)6268-7400(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役財務部長 野 村 真

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3287-2131(代表)

【事務連絡者氏名】 東京本社財務部グループリーダー 大 橋 寛 之

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス東京本社
(東京都千代田区大手町一丁目1番2号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成21年度 第1四半期連結 累計(会計)期間	平成20年度
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
経常収益	百万円	262,167	214,450	979,276
うち信託報酬	百万円	6,453	4,693	35,414
経常利益	百万円	23,646	37,894	114,402
四半期純利益	百万円	81,642	54,712	—
当期純利益	百万円	—	—	123,910
純資産額	百万円	2,566,939	2,263,105	2,178,084
総資産額	百万円	39,652,310	39,808,869	39,863,143
1株当たり純資産額	円	△7,836.25	△188.85	△303.63
1株当たり四半期純利益 金額	円	7,164.72	50.85	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	76.27
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 金額	円	3,699.98	23.02	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	53.83
自己資本比率	%	6.1	5.4	5.1
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	138,352	719,693	1,469,230
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△451,764	△980,233	△1,155,104
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△45,350	△27,848	△356,430
現金及び現金同等物 の四半期末(期末)残高	百万円	795,038	822,931	1,111,291
従業員数	人	17,078	17,260	16,498
合算信託財産額	百万円	36,478,370	26,917,613	34,420,340

(注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり
情報」に記載しております。

3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除し
て算出しております。

- 4 従業員数は、就業人員数を表示しております。
- 5 合算信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき、信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算し、記載しております。
- 6 当社は平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割しております。
- (参考)
期間比較可能性の観点から平成20年度第1四半期連結累計(会計)期間につきましては、1株当たり情報の各数值を100で除した場合には以下のとおりとなります。

		平成20年度 第1四半期連結 累計(会計)期間
		(自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日)
1株当たり純資産額	円	△78.36
1株当たり四半期純利益 金額	円	71.64
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益 金額	円	36.99

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

なお、りそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で当社連結子会社である株式会社りそな銀行と合併いたしました。

3 【関係会社の状況】

りそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で当社連結子会社であるりそな銀行株式会社と合併したため、当社の関係会社に該当しないこととなりました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	17,260 [15,196]
---------	--------------------

(注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員15,130人を含んでおりません。

2 臨時従業員数は、〔〕内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成21年6月30日現在

従業員数(人)	545 [18]
---------	-------------

(注) 1 当社の従業員は全員、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社近畿大阪銀行他2社からの出向者です。

2 臨時従業員数は、〔〕内に当第1四半期会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ(当社及び連結会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

(金融経済環境)

当第1四半期連結会計期間の世界経済は、昨年秋以降の急激な落ち込みに下げ止まりの兆しが出ました。米国では、大手行の資産査定（ストレステスト）や自動車メーカーの経営問題に目処をつけ、市場に一定の安心感が広がりました。雇用の悪化テンポが緩み、住宅販売に底打ちの様子がうかがえたことから、株価は回復し、消費者や企業の心理も改善しました。しかし、欧州経済は、金融機関の抱える不良債権処理が進まず、低調が続きました。一方、中国では政策効果が早くも現われ、内需を中心に景気拡大基調を維持しました。

わが国経済は、昨年秋以降、急激に落ち込んだ輸出がアジア向け中心に下げ止まり、生産が回復軌道に入りました。しかし、設備稼働率は6割にとどまり、設備や雇用の過剰感は高止まりしました。企業は設備投資を大幅に削減し、雇用にも慎重な姿勢を維持しました。有効求人倍率は統計開始以来最低の結果を記録、失業率は5%を超える水準に上昇するなど、雇用情勢は悪化しました。しかし、政府は定額減税、環境対応車減税、省エネ家電のポイント制導入など、各種消費刺激策を講じたため、消費者心理は回復し、個人消費はやや持ち直しました。国内企業物価は、昨年の商品価格高騰の反動で下落しました。消費者物価（全国、除く生鮮食品）も同様に、昨年の反動でエネルギー価格が下がった上、食品価格上昇が一服し、前年比の下落幅は過去最大となりました。

金融資本市場は、米国の大手金融機関のストレステストを無難に終え、落ち着きを取り戻しました。各国の経済指標が景気回復の兆しを示し始めたことも手伝い、リスクマネーが株式や国際商品へ流入し、世界的に株高・商品高の動きとなり、金利は上昇基調となりました。しかし、景気回復の持続性への懸念が残るなか、株価や金利上昇の勢いも次第に緩やかとなりました。株式市場では日経平均が1万円を超える場面も見られましたが、伸び悩みました。長期金利（新発10年国債市場利回り）は、一時1.6%に迫る上昇を示しましたが、再び1.4%を割り込みました。一方、短期金利は、日本銀行が金融政策を据え置いたことで、低位横ばいの推移となりました。円の対ドルレートは、リスク回避の動き一巡で円売りが優勢となる場面も見られましたが、米国債の格下げが懸念されるなどドル不安もくすぶり、方向感に乏しい動きとなりました。

(経営方針)

当グループは、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、平成15年11月に「経営の健全化のための計画（以下、健全化計画）～りそな再生のための集中再生期間における計画～」（HOPのための計画）、平成16年11月には集中再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた第2のステージにおける健全化計画として、「サービス業への進化をめざして」（STEPのための計画）、平成18年11月には「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく第3のステージにおける健全化計画として「選ばれる金融サービス企業をめざして」（JUMPのための計画）を策定・公表し、「事業の選択と集中」や「業務運営の変革」に向けた様々な改革に取組んでまいりました。

従来のりそなの改革では、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革に取組むとともに、『りそな』の差別化戦略（「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」）に積極的に取組んでまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成20年11月に真のリテールバンクの確立を目指す計画として、平成24年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画を公表いたしました。『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」の姿をお示しするべく、あらゆる改革を進めております。

『りそな』の目指すリテールバンクの姿とは、個人・法人を問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築し、お客さま本位のビジネスを行う金融サービス企業であります。個人のお客さまには、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしております。また、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案をすることにより、事業の成長をサポートしております。

こうした取組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、個人のお客さま、中堅・中小企業のお客さまとのお取引からの「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指しております。

また、当グループは、各子会社・関連会社が特長を活かしつつグループに貢献することにより、グループ企業価値の最大化を目指しております。グループ傘下銀行については、地域に根付いた金融機関として、引き続き、お客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的にお応えするなど地域に貢献してまいります。さらに、グループの企業価値向上のため、平成21年4月1日にりそな信託銀行と合併したりそな銀行については、商業銀行の豊富なお客さま基盤と信託銀行の高い専門性を有機的に結合させ、信頼と信認をベースとしたお客さまとのリレーションを軸に、信託機能を活用したソリューションをご提供してまいります。グループの共通プラットフォームである関連会社等については、個社としてのマーケット競争力向上を目指すとともに、傘下銀行と緊密な連携を行っております。

(業績)

当第1四半期連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。

総資産は前連結会計年度末比542億円減少して39兆8,088億円となりました。

資産では、有価証券は前連結会計年度末比9,076億円増加して8兆9,193億円となりましたものの、貸出金は前連結会計年度末比7,913億円減少して25兆7,178億円に、現金預け金は前連結会計年度末比2,533億円減少して1兆1,509億円になっております。

負債につきましては、コールマネー及び売渡手形が前連結会計年度末比4,399億円増加して7,767億円となりましたものの、預金は前連結会計年度末比3,060億円減少して31兆8,017億円に、借用金は前連結会計年度末比2,362億円減少して4,112億円になっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比1,992億円増加して12兆6,145億円となりました。

純資産の部につきましては、その他有価証券評価差額金が前連結会計年度末比867億円増加して543億円となったことなどにより、前連結会計年度末比850億円増加して2兆2,631億円となりました。なお、

優先株式に係る株主資本を控除して計算した1株当たり純資産額は△188円85銭となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前第1四半期連結会計期間比477億円減少して2,144億円となりました。内訳を見ますと、外国為替売買益が当第1四半期連結会計期間では損失に転じたことなどにより、その他業務収益が前第1四半期連結会計期間比254億円減少して56億円となったほか、貸出金利息の減少などにより資金運用収益が前第1四半期連結会計期間比189億円減少して1,547億円になりました。

経常費用は、前第1四半期連結会計期間比619億円減少し、1,765億円となりました。内訳を見ますと、与信費用の減少などによりその他経常費用が前第1四半期連結会計期間比288億円減少して389億円となったほか、特定取引費用が前第1四半期連結会計期間比187億円減少して4億円に、預金利息の減少などにより資金調達費用が前第1四半期連結会計期間比133億円減少して240億円となりました。

特別利益は、前第1四半期連結会計期間比1,084億円減少して、39億円となりましたが、これは前第1四半期連結会計期間において、当社の子会社である株式会社りそな銀行が東京本社ビルを売却した際の売却益を計上したことなどによるものです。なお、法人税等調整額は、前第1四半期連結会計期間比695億円減少して△211億円となりました。

以上の結果、連結経常利益は前第1四半期連結会計期間比142億円増加して378億円に、連結四半期純利益は前第1四半期連結会計期間比269億円減少して547億円となりました。また1株当たり四半期純利益金額は50円85銭となっております。また、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

① 国内・海外別収支

当第1四半期連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,290億円、海外は25億円となり、合計（相殺消去後。以下同じ）では、1,306億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ46億円、82億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大宗を占めており、それぞれ合計では271億円、△19億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第1四半期連結会計期間	134,352	2,805	965	136,191
	当第1四半期連結会計期間	129,091	2,566	1,048	130,610
うち資金運用収益	前第1四半期連結会計期間	172,642	3,394	2,401	173,635
	当第1四半期連結会計期間	153,754	3,078	2,132	154,701
うち資金調達費用	前第1四半期連結会計期間	38,290	589	1,436	37,443
	当第1四半期連結会計期間	24,662	511	1,084	24,090
信託報酬	前第1四半期連結会計期間	6,453	—	—	6,453
	当第1四半期連結会計期間	4,693	—	—	4,693
役務取引等収支	前第1四半期連結会計期間	30,944	101	—	31,045
	当第1四半期連結会計期間	27,059	62	—	27,122
うち役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間	40,589	111	—	40,701
	当第1四半期連結会計期間	36,654	78	—	36,732
うち役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間	9,645	10	—	9,655
	当第1四半期連結会計期間	9,594	15	—	9,609
特定取引収支	前第1四半期連結会計期間	△18,356	—	—	△18,356
	当第1四半期連結会計期間	8,213	—	—	8,213
うち特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	906	—	—	906
	当第1四半期連結会計期間	8,679	—	—	8,679
うち特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	19,263	—	—	19,263
	当第1四半期連結会計期間	466	—	—	466
その他業務収支	前第1四半期連結会計期間	22,369	13	△1	22,385
	当第1四半期連結会計期間	△2,336	383	—	△1,952
うちその他業務収益	前第1四半期連結会計期間	30,996	13	△1	31,011
	当第1四半期連結会計期間	5,563	45	—	5,609
うちその他業務費用	前第1四半期連結会計期間	8,626	—	—	8,626
	当第1四半期連結会計期間	7,899	△338	—	7,561

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別役務取引の状況

当第1四半期連結会計期間の役務取引等収益合計は367億円、役務取引等費用合計は96億円となり、役務取引等収支合計では271億円となりました。なお国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第1四半期連結会計期間	40,589	111	—	40,701
	当第1四半期連結会計期間	36,654	78	—	36,732
うち預金・貸出業務	前第1四半期連結会計期間	6,679	36	—	6,715
	当第1四半期連結会計期間	6,772	21	—	6,793
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	9,735	72	—	9,807
	当第1四半期連結会計期間	9,098	54	—	9,152
うち信託関連業務	前第1四半期連結会計期間	2,023	—	—	2,023
	当第1四半期連結会計期間	1,419	—	—	1,419
うち証券関連業務	前第1四半期連結会計期間	6,981	—	—	6,981
	当第1四半期連結会計期間	5,248	—	—	5,248
うち代理業務	前第1四半期連結会計期間	3,277	—	—	3,277
	当第1四半期連結会計期間	2,545	—	—	2,545
うち保護預り・貸金庫業務	前第1四半期連結会計期間	945	0	—	945
	当第1四半期連結会計期間	921	0	—	921
うち保証業務	前第1四半期連結会計期間	3,768	—	—	3,768
	当第1四半期連結会計期間	3,455	—	—	3,455
役務取引等費用	前第1四半期連結会計期間	9,645	10	—	9,655
	当第1四半期連結会計期間	9,594	15	—	9,609
うち為替業務	前第1四半期連結会計期間	2,252	—	—	2,252
	当第1四半期連結会計期間	2,097	—	—	2,097

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

③ 国内・海外別特定取引の状況

当第1四半期連結会計期間の特定取引収益は86億円、特定取引費用は4億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	906	—	—	906
	当第1四半期連結会計期間	8,679	—	—	8,679
うち商品有価証券収益	前第1四半期連結会計期間	94	—	—	94
	当第1四半期連結会計期間	90	—	—	90
うち特定取引有価証券収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生商品収益	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	8,203	—	—	8,203
うちその他の特定取引収益	前第1四半期連結会計期間	811	—	—	811
	当第1四半期連結会計期間	385	—	—	385
特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	19,263	—	—	19,263
	当第1四半期連結会計期間	466	—	—	466
うち商品有価証券費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前第1四半期連結会計期間	365	—	—	365
	当第1四半期連結会計期間	466	—	—	466
うち特定金融派生商品費用	前第1四半期連結会計期間	18,897	—	—	18,897
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前第1四半期連結会計期間	—	—	—	—
	当第1四半期連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

④ 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第1四半期連結会計期間	31,157,427	33,006	—	31,190,433
	当第1四半期連結会計期間	31,769,176	33,152	561	31,801,767
うち流動性預金	前第1四半期連結会計期間	17,773,968	19,330	—	17,793,298
	当第1四半期連結会計期間	18,330,109	19,312	—	18,349,422
うち定期性預金	前第1四半期連結会計期間	12,498,965	13,675	—	12,512,641
	当第1四半期連結会計期間	12,600,732	13,840	—	12,614,572
うちその他	前第1四半期連結会計期間	884,493	—	—	884,493
	当第1四半期連結会計期間	838,334	—	561	837,772
譲渡性預金	前第1四半期連結会計期間	1,176,690	—	—	1,176,690
	当第1四半期連結会計期間	625,810	—	—	625,810
総合計	前第1四半期連結会計期間	32,334,117	33,006	—	32,367,123
	当第1四半期連結会計期間	32,394,986	33,152	561	32,427,577

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金＋定期積金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

⑤ 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,507,471	100.00
製造業	2,601,915	10.20
農業	17,547	0.07
林業	1,404	0.00
漁業	7,839	0.03
鉱業	20,791	0.08
建設業	756,300	2.96
電気・ガス・熱供給・水道業	70,542	0.28
情報通信業	263,219	1.03
運輸業	590,764	2.32
卸売・小売業	2,504,116	9.82
金融・保険業	585,662	2.30
不動産業	2,635,926	10.33
各種サービス業	2,137,224	8.38
地方公共団体	802,513	3.15
その他	12,511,701	49.05
海外及び特別国際金融取引勘定分	50,084	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	50,084	100.00
合計	25,557,555	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成20年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,461,905	44.93

業種別	平成21年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	25,672,972	100.00
製造業	2,871,044	11.18
農業、林業	15,961	0.06
漁業	6,788	0.03
鉱業、採石業、砂利採取業	17,172	0.07
建設業	757,697	2.95
電気・ガス・熱供給・水道業	71,157	0.28
情報通信業	296,272	1.15
運輸業、郵便業	613,265	2.39
卸売業、小売業	2,473,237	9.63
金融業、保険業	657,093	2.56
不動産業	2,341,175	9.12
物品賃貸業	332,565	1.30
各種サービス業	1,705,104	6.64
国、地方公共団体	834,096	3.25
その他	12,680,340	49.39
海外及び特別国際金融取引勘定分	44,885	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	44,885	100.00
合計	25,717,858	—

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。
 　また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
- 2 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、当四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。
- 3 「国内（除く特別国際金融取引勘定分）」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成21年6月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	11,678,098	45.48

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結会社毎の信託財産額を単純合算しております。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産

科目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	109,926	0.41	112,856	0.33
有価証券	0	0.00	6,366,594	18.50
信託受益権	25,398,159	94.35	26,519,268	77.04
受託有価証券	532	0.00	501	0.00
金銭債権	327,567	1.22	353,466	1.03
有形固定資産	678,336	2.52	678,554	1.97
無形固定資産	3,570	0.01	3,570	0.01
その他債権	9,581	0.04	10,228	0.03
銀行勘定貸	365,676	1.36	345,877	1.00
現金預け金	24,262	0.09	29,421	0.09
合計	26,917,613	100.00	34,420,340	100.00

負債

科目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	6,942,069	25.79	13,452,937	39.08
年金信託	3,490,877	12.97	4,173,367	12.13
財産形成給付信託	1,060	0.00	1,060	0.00
投資信託	14,633,581	54.36	14,820,506	43.06
金銭信託以外の金銭の信託	121,676	0.45	117,901	0.34
有価証券の信託	436,328	1.62	527,750	1.53
金銭債権の信託	353,506	1.31	373,541	1.09
土地及びその定着物の信託	114,379	0.43	120,071	0.35
土地及びその定着物の 賃借権の信託	4,664	0.02	4,689	0.01
包括信託	819,468	3.05	828,512	2.41
合計	26,917,613	100.00	34,420,340	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 合算対象の連結子会社

当第1四半期連結会計期間末 株式会社りそな銀行

前連結会計年度末 株式会社りそな銀行及びりそな信託銀行株式会社

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	583	0.48
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	465	0.38
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	316	0.26
卸売・小売業	597	0.49
金融・保険業	26,262	21.42
不動産業	4,511	3.68
各種サービス業	725	0.59
地方公共団体	—	—
その他	89,125	72.70
合計	122,589	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	74,610	60.86

業種別	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	453	0.41
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	10	0.01
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	261	0.24
卸売業、小売業	292	0.27
金融業、保険業	25,705	23.38
不動産業	3,904	3.55
物品賃貸業	—	—
各種サービス業	582	0.53
国、地方公共団体	—	—
その他	78,715	71.61
合計	109,926	100.00

(注) 1 日本標準産業分類の改訂（平成19年11月）に伴い、当四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

2 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	66,567	60.55

③ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

金銭信託

科目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	109,926	25.32	112,792	27.43
有価証券	—	—	—	—
その他	324,274	74.68	298,467	72.57
資産計	434,200	100.00	411,260	100.00
元本	432,997	99.72	410,635	99.85
債権償却準備金	329	0.08	340	0.08
その他	874	0.20	284	0.07
負債計	434,200	100.00	411,260	100.00

(注) 1 信託財産の運用のために再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

当第1四半期 連結会計期間末 貸出金109,926百万円のうち、破綻先債権額は25百万円、延滞債権額は19,793百万円、3ヶ月以上延滞債権額は8百万円、貸出条件緩和債権額は3,618百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,445百万円であります。

前連結会計年度末 貸出金112,792百万円のうち、破綻先債権額は38百万円、延滞債権額は19,486百万円、3ヶ月以上延滞債権額は32百万円、貸出条件緩和債権額は3,803百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,360百万円であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間比5,813億円収入が増加して、7,196億円の収入となりました。これは、主として貸出金やコールローン等の減少によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローは、前第1四半期連結会計期間比5,284億円支出が増加して9,802億円の支出となりました。これは主として有価証券の売却による収入が減少したからであります。財務活動によるキャッシュ・フローは前第1四半期連結会計期間比175億円支出が減少して、278億円の支出となりました。これは主として劣後特約付社債の発行による収入によるものであります。これらの結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比2,883億円減少して8,229億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

会社名 (連結子会社)	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (m ²)	建物延面積 (m ²)	完了年月
株式会社 りそな銀行	野田支店	大阪市福島区	新築	店舗	—	827	平成21年4月

なお、当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で株式会社りそな銀行を存続会社として合併したため、前連結会計年度末の「2 主要な設備の状況」に記載しております。りそな信託銀行株式会社の設備は、株式会社りそな銀行の設備となりました。

2 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,300,000,000
丙種優先株式	12,000,000
己種優先株式	8,000,000
第1種優先株式	275,000,000
第2種優先株式	281,780,800
第3種優先株式	275,000,000
第4種優先株式	10,000,000
第5種優先株式	10,000,000
第6種優先株式	10,000,000
第7種優先株式	10,000,000
第8種優先株式	10,000,000
第9種優先株式	10,000,000
計	8,211,780,800

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,139,957,691	同左 (注) 1	大阪証券取引所 (市場第一部) 東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当会社における標準となる株式 単元株式数 100株
丙種第一回優先株式	12,000,000	同左 (注) 1	—	単元株式数 100株 (注) 2、 3
己種第一回優先株式	8,000,000	同左 (注) 1	—	単元株式数 100株 (注) 2、 4
第1種第一回優先株式	275,000,000	同左 (注) 1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注) 2、 5
第2種第一回優先株式	281,780,786	同左 (注) 1	—	単元株式数 100株 議決権あり (注) 2、 6
第3種第一回優先株式	275,000,000	同左	—	単元株式数 100株 議決権あり (注) 2、 7
第4種優先株式	2,520,000	同左	—	単元株式数 100株 (注) 2、 8
第5種優先株式	4,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注) 2、 9
第9種優先株式	10,000,000	同左	—	単元株式数 100株 (注) 2、 10
計	2,008,258,477	同左 (注) 1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成21年8月1日からこの四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

2 「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく丙種第一回優先株式および己種第一回優先株式、ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するために発行した第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません（ただし、第9種優先株式を除く上記各種優先株式については無配となった場合には議決権を有する）。

「預金保険法」に基づく第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式については、預金保険機構の議決権比率を考慮し、株主総会における議決権を有しております。

3 丙種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 丙種優先配当金

① 丙種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の丙種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり丙種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に丙種優先中間配当金を支払ったときは、当該丙種優先中間配当金の額を控除した額とする。

丙種優先配当金の額は、丙種優先株式1株につき68円とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、丙種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が丙種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

丙種優先株主に対しては、丙種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 丙種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき丙種優先配当金の額の2分の1を上限として、丙種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、丙種優先株主に対し、普通株主に先立ち、丙種優先株式1株につき5,000円を支払う。丙種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- ② 引換価額
引換価額は1,667円とする。
- ③ 引換価額の修正
引換価額は、平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が1,667円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
平成27年3月31日までに引換請求のなかった丙種優先株式は、平成27年4月1日をもって、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を平成27年4月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、1,667円を下回るときは、丙種優先株式1株の払込金相当額(5,000円)を1,667円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
丙種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
丙種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、丙種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において丙種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかつたときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかつたときは、その総会より、丙種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、丙種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、丙種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、丙種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

4 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 己種優先配当金
- ① 己種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の己種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり己種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に己種優先中間配当金を支払ったときは、当該己種優先中間配当金の額を控除した額とする。
己種優先配当金の額は、己種優先株式1株につき185円とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、己種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が己種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

- (4) 己種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき己種優先配当金の額の2分の1を上限として、己種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき12,500円を支払う。己種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
- ① 取得を請求し得べき期間
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
 - ② 引換価額
引換価額は3,597円とする。
 - ③ 引換価額の修正
引換価額は、平成26年7月1日までの毎年7月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が3,597円(以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
 - ④ 引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 取得条項
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は、平成26年12月1日をもって、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を平成26年12月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、3,598円を下回るときは、己種優先株式1株の払込金相当額(12,500円)を3,598円で除して得られる数の普通株式となる。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。ただし、己種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において己種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかつたときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかつたときは、その総会より、己種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、己種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。
- (8) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、己種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

5 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第1種優先配当金

① 第1種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{配当年率} = \text{ユーロ円LIBOR(1年物)} + 0.50\%$$

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキヨウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第1種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき2,000円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は1,409円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、毎年8月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が280円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合は引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当または同法第277条に規定する新株予約権無償割当を行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当を受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当を受ける権利を与えない。

(8) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

6 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

① 第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき2,000円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

引換価額は1,226円とする。

③ 引換価額の修正

引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が200円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

- (4) 引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得
第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (8) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 7 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
- ① 第3種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(2,000円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する)を支払う。
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。
配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第3種優先中間配当金
中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき2,000円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 取得請求権
① 取得を請求し得べき期間
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

- ② 引換価額
当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が170円(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ③ 引換価額の修正
当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。
この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。
- ④ 引換価額の調整
今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得
第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項
第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等
法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (8) 種類株主総会の決議
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 8 第4種優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第4種優先配当金
- ① 第4種優先配当金
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第4種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第4種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該第4種優先中間配当金の額を控除した額とする。
第4種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。
配当年率は年3.970%(払込金相当額25,000円に対し992円50銭)とする。
- ② 非累積条項
ある事業年度において、第4種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第4種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項
第4種優先株主に対しては、第4種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第4種優先中間配当金
中間配当を行うときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第4種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配
残余財産を分配するときは、第4種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第4種優先株式1株につき25,000円を支払う。第4種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位
丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 株主との合意による優先株式の取得
第4種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成25年8月31日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第4種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第4種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第4種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第4種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第4種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第4種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第4種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第4種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第4種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

9 第5種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第5種優先配当金

① 第5種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第5種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第5種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該第5種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第5種優先配当金の額は、1株につき、その払込金額に、下記に定める配当年率を乗じて算出した額を支払う。

配当年率は年3.675%(払込金相当額25,000円に対し918円75銭)とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第5種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第5種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第5種優先株主に対しては、第5種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第5種優先中間配当金

中間配当を行うときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、第5種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第5種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第5種優先株式1株につき25,000円を支払う。第5種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、乙種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 株主との合意による優先株式の取得

第5種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(5) 取得条項

平成26年8月28日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、これと引換に、第5種優先株式1株につき、25,000円に、経過配当金相当額(第5種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む)で日割計算した額をいい、当該事業年度中に第5種優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする)を加算した額を金銭にて支払う。

第5種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。

(6) 議決権条項

第5種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第5種優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により剰余金の配当等の決定を株主総会の決議によらず、取締役会の決議によることに関する定款第55条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において第5種優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかったときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により定款第55条の規定が効力を有しない場合において第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは、その総会より、第5種優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、第5種優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する定款第55条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。

(7) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

10 第9種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第9種優先配当金

① 第9種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第9種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第9種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第9種優先中間配当金を支払ったときは、当該第9種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第9種優先配当金の額は、第9種優先株式1株につき325円50銭とする。

② 非累積条項

ある事業年度において、第9種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第9種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第9種優先株主に対しては、第9種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第9種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき第9種優先配当金の額の2分の1を上限として、第9種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第9種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第9種優先株式1株につき35,000円を支払う。第9種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

丙種優先株式、己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式および第9種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 取得請求権

① 取得を請求し得べき期間

平成20年6月5日以後の期間とする。

② 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第9種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、当会社の普通株式を交付する。第9種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第9種優先株主が取得を請求した}}{\text{第9種優先株式の払込金額相当額総額}} \times \text{引換価額}$$

第9種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③ 取得請求権の行使の条件

第9種優先株主は、平成24年6月4日までは、ある四半期(各年の1月1日、4月1日、7月1日および10月1日に始まる各3ヶ月の期間をいう。以下同じ)の初日から最終日までの期間中の日において当該第9種優先株主の有する第9種優先株式の取得請求権を行使しようとするときは、当該四半期の直前の四半期の最終の取引日に終了する連続する30取引日のうちいずれかの20取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該直前の四半期の最終の取引において適用ある引換価額に1.15を乗じて得た額を超えない限り、取得請求権を行使することができない。

第9種優先株主は、平成24年6月5日以降は、いずれかの取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が当該取引において適用ある引換価額に0.3を乗じて得た額を超えた場合には、当該取引日以降、第9種優先株式の取得請求権を行使することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、売買高加重平均価格(下記(5)③に定義する)が発表されない日を含まない。以下「取引日」という場合について同じ。

ただし、本③に定める取得請求権の行使の条件は、(a)当会社が存続会社とならない合併、(b)当会社の事業の全部もしくは実質上全部の譲渡、もしくは当会社の事業の全部もしくは実質上全部を対象とする当会社の会社分割、または(c)当会社が他の会社の完全子会社となる株式交換もしくは株式移転その他の組織再編行為(以下あわせて「非存続的再編」という)が行われる場合、当会社が、当該非存続的再編に関して普通株主に対して法令に基づいて最初に通知を行った日(または普通株主への通知が法令上要求されない場合には当該非存続的再編に関して法令または金融商品取引所の規則に基づいて最初に開示を行った日)から当該非存続的再編の効力発生日の前日までの期間中は適用されない。当会社は、非存続的再編に関して上記のとおり普通株主に対して通知を行い、もしくは開示を行った場合、または当該非存続的再編が当会社の株主総会において可決もしくは否決された場合には、その旨を直ちに第9種優先株主に対して書面により通知するものとする。当該非存続的再編が当会社の株主総会において否決された場合、当会社が第9種優先株主に対しその旨の通知を発送した日の2日後以降、本③に定める取得請求権の行使の条件が再び適用されるものとする。

また、本③に定める取得請求権の行使の条件は、当会社またはその子会社以外の者(特別の法律に基づいて設立された法人を除く)が、金融商品取引法に基づき、その者の当会社についての株券等保有割合(金融商品取引法に定義される意味を有する)が50%以上である旨を記載した大量保有報告書または大量保有報告書に関する変更報告書を提出した場合には、かかる報告書の提出日以降、適用されない。

(5) 取得条項

① 第9種優先株式の全部または一部の取得

当会社は、(a)当該取得を行った後において当会社が十分な自己資本比率を維持することができると見込まれる場合、または(b)当該取得と引換えに第9種優先株主に交付される金銭の額以上の額の資本調達を残余財産の分配について第9種優先株式と同順位以下の証券の発行により行う場合のいずれかに該当するものとして金融庁の事前承認を得たうえで、下記②に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、第9種優先株式を取得すると引換えに、第9種優先株主に対して、下記③に定める財産を交付する。

当会社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当会社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株式を決定する。

② 取得事由

イ. 会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日(ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、以下「当初取得日」という)が到来することをもって、当会社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当会社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日(ただし、下記ロ. に取得不能日として定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下「取得日」という)が到来することをもって、当会社が当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。

ただし、当会社は、取得日の45取引日以上60取引日以下前の日に、当該取得日における取得の対象となる第9種優先株式を有する第9種優先株主に対して第9種優先株式を取得する旨の事前通知(以下「取得通知」という)を発送する。

ロ. 上記イ. にいう、取得不能日として定める日は、次により取得日として認められる日以外の日をいう。

当会社は、当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)が、いずれか連続する30取引日の各日において、強制引換価額(下記(6)③により強制引換価額が調整される場合には、下記(6)③に準じて調整する)に1.3を乗じて得た額以上であった場合には、平成24年6月4日以降の日で当該30取引日の期間の末日から30日以内の日に上記イ. に従って取得通知を発送することができるものとし、かかる場合の取得日は当該取得通知において取得日として記載された日とする。

③ 取得と引換えに交付すべき財産

当会社は、第9種優先株式1株を取得すると引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、取得条項発動時株価が取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。

「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を、取得条項発動時株価の算出にあたって考慮される30取引日の最終の取引日における下記(6)に定める強制引換価額で除し、第9種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。

「取得条項発動時株価」とは、取得通知の発送の日以後5取引日目に始まる連続した30取引日(ただし、株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引が比例配分のみによって行われた日、および当該証券取引所により公表されたある取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数が当該取引日に先立つ計算除外日でない5取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式数の平均値の4分の1未満である日(これらの日をあわせて以下「計算除外日」という)を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値をいう。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記30取引日の間に下記(6)③に規定の事由が生じた場合においては、上記の価格は、下記(6)③に準じて調整される。

「売買高加重平均価格」とは、株式会社東京証券取引所が、関連する取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買代金総額を当該取引日における当会社の普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における当会社の普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、株式会社東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、ブルームバーグ・エル・ピー(Bloomberg L.P.)が当該取引日において提示する8308ジェイティー・エクイティ・エキュー・アル(8308 JT Equity AQR)の画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に表示された価格をいい、当該画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス)に価格が表示されない場合は、当該取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)をいう。以下「売買高加重平均価格」という場合について同じ。

(6) 引換価額および強制引換価額

① 引換価額および強制引換価額

引換価額および強制引換価額(本(6)において、あわせて以下単に「引換価額」という)は3,324円65銭とする。

② 引換価額の修正

引換価額は、平成24年6月5日、平成25年6月5日、平成26年6月5日および平成27年6月5日(以下、これらの日を個別に、または総称して「修正日」という)に、当該修正日現在における当会社の普通株式の時価に修正される。ただし、当該時価が修正前の引換価額を上回る場合は、修正前の引換価額をもって修正後の引換価額とし、また、当該時価が当該修正日において有効な下限引換価額を下回る場合は、修正後の引換価額は、かかる下限引換価額とする。

引換価額の修正に使用する修正日現在における当会社の普通株式の時価は、各修正日に先立つ45取引目に始まる連続する30取引日(計算除外日を除く)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格の平均値とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に下記③に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、下記③に準じて調整される。

「下限引換価額」は867円30銭とする(ただし、下記③により調整する)。

③ 引換価額の調整

今後当会社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(7) 株主との合意による優先株式の取得

第9種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(8) 議決権条項

第9種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

(9) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めをしております。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	2,008,258	—	327,201	—	327,201

(5) 【大株主の状況】

① 普通株式

大量保有報告書の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

② 丙種第一回優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

③ 己種第一回優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

④ 第1種第一回優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

⑤ 第2種第一回優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

⑥ 第3種第一回優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

⑦ 第4種優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

⑧ 第5種優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

⑨ 第9種優先株式

当第1四半期会計期間において、大株主の異動はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	丙種第一回優先株式 12,000,000 己種第一回優先株式 8,000,000 第4種優先株式 2,520,000 第5種優先株式 4,000,000 第9種優先株式 10,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 64,133,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,074,681,300 第1種第一回優先株式 275,000,000 第2種第一回優先株式 281,780,700 第3種第一回優先株式 275,000,000	普通株式 10,746,813 第1種第一回優先株式 2,750,000 第2種第一回優先株式 2,817,807 第3種第一回優先株式 2,750,000	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。 (注) 1 (注) 2
単元未満株式	普通株式 1,143,091 第2種第一回優先株式 86	—	(注) 3
発行済株式総数	2,008,258,477	—	—
総株主の議決権	—	19,064,620	—

(注) 1 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式16,700株(議決権167個)が含まれております。

2 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株(議決権1個)あります。

なお、当該株式数は上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

3 上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には、当社保有の自己株式30株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社りそな ホールディングス	大阪市中央区備後町 2丁目2番1号	64,133,300	—	64,133,300	5.62
計	—	64,133,300	—	64,133,300	5.62

- (注) 1 株主名簿上は、株式会社近畿大阪銀行名義となっておりますが、同社が実質的に所有していない株式が100株（議決権1個）あります。
- 2 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。
- 3 なお、平成21年6月30日現在の当社保有の自己株式は64,152,600株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.62%）であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	1,410	1,503	1,518
最低(円)	1,289	1,301	1,345

(注) 最高・最低株価は株式会社東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 丙種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

③ 己種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

④ 第1種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

⑤ 第2種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

⑥ 第3種第一回優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

⑦ 第4種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

⑧ 第5種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

⑨ 第9種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）は改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき作成し、当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）は改正後の四半期連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)に係る四半期連結財務諸表については、監査法人トーマツの四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
現金預け金	1,150,955	1,404,333
コールローン及び買入手形	620,680	658,619
債券貸借取引支払保証金	164,010	245,111
買入金銭債権	365,756	403,411
特定取引資産	680,433	519,567
有価証券	※2 8,919,313	※2 8,011,712
貸出金	※1 25,717,858	※1 26,509,254
外国為替	55,771	78,588
その他資産	1,035,621	906,688
有形固定資産	※3 323,004	※3 326,503
無形固定資産	58,947	61,107
繰延税金資産	313,196	308,893
支払承諾見返	847,469	870,318
貸倒引当金	△444,150	△440,967
資産の部合計	39,808,869	39,863,143

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成21年6月30日)前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成21年3月31日)

負債の部		
預金	31,801,767	32,107,797
譲渡性預金	625,810	582,040
コールマネー及び売渡手形	776,771	336,790
売現先勘定	786,865	790,455
債券貸借取引受入担保金	79,654	79,613
特定取引負債	139,902	122,205
借用金	411,225	647,508
外国為替	2,320	2,548
社債	861,681	825,258
信託勘定借	365,676	345,877
その他負債	779,921	898,915
賞与引当金	3,132	12,403
退職給付引当金	7,616	6,707
その他の引当金	25,867	25,901
繰延税金負債	22	22
再評価に係る繰延税金負債	30,056	30,695
支払承諾	847,469	870,318
負債の部合計	37,545,763	37,685,059
純資産の部		
資本金	327,201	327,201
資本剰余金	493,309	493,309
利益剰余金	1,294,094	1,287,467
自己株式	△86,821	△86,795
株主資本合計	2,027,783	2,021,182
その他有価証券評価差額金	54,366	△32,345
繰延ヘッジ損益	14,566	21,976
土地再評価差額金	40,778	41,712
為替換算調整勘定	△4,106	△4,363
評価・換算差額等合計	105,605	26,980
少数株主持分	129,716	129,921
純資産の部合計	2,263,105	2,178,084
負債及び純資産の部合計	39,808,869	39,863,143

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
経常収益	262,167	214,450
資金運用収益	173,635	154,701
(うち貸出金利息)	142,449	133,738
(うち有価証券利息配当金)	14,968	13,803
信託報酬	6,453	4,693
役務取引等収益	40,701	36,732
特定取引収益	906	8,679
その他業務収益	31,011	5,609
その他経常収益	※1 9,458	※1 4,034
経常費用	238,520	176,555
資金調達費用	37,443	24,090
(うち預金利息)	22,564	14,467
役務取引等費用	9,655	9,609
特定取引費用	19,263	466
その他業務費用	8,626	7,561
営業経費	95,756	95,917
その他経常費用	※2 67,775	※2 38,909
経常利益	23,646	37,894
特別利益	※3 112,374	3,948
固定資産処分益		0
償却債権取立益		3,947
特別損失	590	2,709
固定資産処分損		312
減損損失		2,396
税金等調整前四半期純利益	135,430	39,133
法人税、住民税及び事業税	4,365	4,674
法人税等調整額	48,376	△21,162
法人税等合計		△16,488
少数株主利益	1,046	909
四半期純利益	81,642	54,712

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	135,430	39,133
減価償却費	4,022	5,788
貸倒引当金の増減（△）	30,245	3,183
資金運用収益	△173,635	△154,701
資金調達費用	37,443	24,090
為替差損益（△は益）	△52,315	41,469
特定取引資産の純増（△）減	△183,982	△213,043
特定取引負債の純増減（△）	△56,816	66,872
貸出金の純増（△）減	494,905	791,396
預金の純増減（△）	△444,994	△306,029
譲渡性預金の純増減（△）	△185,440	43,770
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	59,294	△236,282
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	50,649	△34,981
コールローン等の純増（△）減	△71,076	156,694
コールマネー等の純増減（△）	278,786	436,432
信託勘定借の純増減（△）	23,375	19,798
資金運用による収入	166,332	153,702
資金調達による支出	△32,580	△23,835
その他	65,823	△87,195
小計		726,262
法人税等の支払額	△7,115	△6,569
営業活動によるキャッシュ・フロー	138,352	719,693
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△8,545,380	△7,996,080
有価証券の売却による収入	6,586,154	5,879,705
有価証券の償還による収入	1,349,376	1,142,235
有形固定資産の取得による支出	△1,393	△1,427
有形固定資産の売却による収入	162,854	5
その他	△3,375	△4,672
投資活動によるキャッシュ・フロー	△451,764	△980,233
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△1,000	—
劣後特約付社債の発行による収入	—	21,197
配当金の支払額	△44,249	△49,019
少数株主への配当金の支払額	△23	—
その他	△77	△26
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45,350	△27,848
現金及び現金同等物に係る換算差額	57	29
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△358,706	△288,359
現金及び現金同等物の期首残高	1,153,744	1,111,291
現金及び現金同等物の四半期末残高	795,038	822,931

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 りそな信託銀行株式会社は、連結子会社である株式会社 りそな銀行と合併いたしました。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 18社</p> <p>(会計方針の変更) 「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決 定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平 成20年5月13日)が平成20年10月1日以後開始する連結会 計年度から適用されることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 減価償却費の算定方法	定率法を採用している有形固定資産については、年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
2 税金費用の計算	法人税等につきましては、年度決算と同様の方法により計算しておりますが、納付税額の算出に係る加減算項目及び税額控除項目は、重要性の高い項目に限定して適用しております。
3 繰延税金資産の回収可能性の判断	繰延税金資産の回収可能性の判断につきましては、一時差異の発生状況について前連結会計年度末から大幅な変動がないと認められるため、同年度末の検討において使用した将来の業績予測及びタックス・プランニングの結果を適用しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
主要な連結子会社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しておりましたが、前第3四半期連結会計期間において当該債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上がより合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、従来の方法によった場合に比べ33,602百万円増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。	※1 貸出金のうち、リスク管理債権は以下のとおりであります。
破綻先債権額 79,615百万円	破綻先債権額 84,558百万円
延滞債権額 423,031百万円	延滞債権額 418,639百万円
3ヵ月以上延滞債権額 35,969百万円	3ヵ月以上延滞債権額 27,373百万円
貸出条件緩和債権額 188,108百万円	貸出条件緩和債権額 159,454百万円
なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
※2 担保に供している資産 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。	※2 担保に供している資産
有価証券 7,277,116百万円	有価証券 6,167,632百万円
※3 有形固定資産の減価償却累計額 209,037百万円	※3 有形固定資産の減価償却累計額 206,129百万円
4 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託432,997百万円であります。	4 一部の連結子会社が受託する元本補てん契約のある信託の元本残高は、金銭信託410,635百万円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 「その他経常収益」には、株式等売却益7,042百万円を含んでおります。	※1 「その他経常収益」には、株式等売却益2,260百万円を含んでおります。
※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額44,083百万円、貸出金償却16,275百万円、株式等償却3,807百万円を含んでおります。	※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額20,420百万円、貸出金償却13,697百万円を含んでおります。
※3 「特別利益」には、固定資産処分益104,741百万円を含んでおります。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成20年6月30日現在	平成21年6月30日現在
現金預け金勘定 1,636,247	現金預け金勘定 1,150,955
日本銀行以外への預け金 △841,209	日本銀行以外への預け金 △328,024
現金及び現金同等物 795,038	現金及び現金同等物 822,931

(株主資本等関係)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：千株)

	当第1四半期連結会計期間末株式数
発行済株式	
普通株式	1,139,957
種類株式	
丙種第一回優先株式	12,000
己種第一回優先株式	8,000
第1種第一回優先株式	275,000
第2種第一回優先株式	281,780
第3種第一回優先株式	275,000
第4種優先株式	2,520
第5種優先株式	4,000
第9種優先株式	10,000
合計	2,008,258
自己株式	
普通株式	64,152
合計	64,152

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	10,758	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月9日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第1種第一回 優先株式	8,772	31.90			
	第2種第一回 優先株式	8,988	31.90			
	第3種第一回 優先株式	8,772	31.90			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第9種 優先株式	3,255	325.50			

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えていたため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えていたため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えていたため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えていたため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外経常収益】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末

※1. 企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

※2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年6月30日現在)

	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	580,069	587,225	7,156
地方債	235,832	241,695	5,863
合計	815,901	828,921	13,019

(注) 時価は、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年6月30日現在)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	354,618	472,844	118,226
債券	7,023,167	6,987,464	△35,703
国債	6,427,020	6,388,354	△38,666
地方債	96,070	97,519	1,448
社債	500,076	501,590	1,513
その他	306,977	299,625	△7,352
合計	7,684,763	7,759,934	75,170

(注) 1 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については主として当第1四半期連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第1四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額とともに、評価差額を当第1四半期連結累計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当第1四半期連結累計期間における減損処理額は121百万円であります。

また「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末

企業集団の事業の運営において重要なものは、次のとおりであります。

(1) 金利関連取引(平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	452,440	△134	△134
店頭	金利スワップ	16,955,604	24,062	23,912
	キャップ	36,489	△44	343
	フロア	62,847	769	860
	スワップション	473,600	△209	300
	合計	—	24,443	25,282

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年6月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,049,876	△2,343	34,922
	為替予約	1,748,648	△20,735	△20,735
	通貨オプション	2,885,919	72,428	78,769
	合計	—	49,350	92,957

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を四半期連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の四半期連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

共通支配下の取引等

平成20年12月19日に当社、及び当社の子会社である株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社が締結した合併契約に基づき、株式会社りそな銀行とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。その概要は以下のとおりであります。

1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

① 結合企業

名称 : 株式会社りそな銀行

事業の内容 : 銀行・信託業務

② 被結合企業

名称 : りそな信託銀行株式会社

事業の内容 : 銀行・信託業務

(2) 企業結合の法的形式

株式会社りそな銀行(当社の連結子会社)を存続会社、りそな信託銀行株式会社(当社の連結子会社)を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社りそな銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

① 合併の目的

両社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

② 合併の期日

平成21年4月1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

		当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 株当たり純資産額	円	△188.85	△303.63

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,263,105	2,178,084
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,466,278	2,504,743
うち少数株主持分	百万円	129,716	129,921
うち優先株式	百万円	2,336,561	2,336,561
うち優先配当額	百万円	—	38,260
普通株式に係る四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の純資産額	百万円	△203,172	△326,659
1 株当たり純資産額の算定に用いられた四半期連結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数	千株	1,075,805	1,075,824

2 1株当たり四半期純利益金額等

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	円	7,164.72	50.85
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	3,699.98	23.02

(注) 1 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益	百万円	81,642	54,712
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—
普通株式に係る 四半期純利益	百万円	81,642	54,712
普通株式の四半期中 平均株式数	千株	11,395	1,075,819
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	10,670	1,300,098

2 当社は、平成21年1月4日を効力発生日として、普通株式及び各種の優先株式の各1株を100株に分割いたしました。当該株式分割が前期首に行われたものとして計算した前第1四半期連結累計期間の1株当たり四半期純利益金額等は以下の通りであります。

		前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益 金額	円	71.64
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	36.99

(重要な後発事象)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)																		
<hr/>	<p>1 重要な自己株式の取得</p> <p>(1) 自己株式取得枠の設定</p> <p>当社は、平成21年7月31日開催の取締役会において、自己株式取得枠設定を決議いたしました。</p> <p>取得枠の設定の内容</p> <table> <tr> <td>① 取得する株式の種類</td> <td>第9種優先株式</td> </tr> <tr> <td>② 取得する株式の数</td> <td>上限10,000,000株</td> </tr> <tr> <td>③ 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容</td> <td>金銭</td> </tr> <tr> <td>④ 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額</td> <td>上限280,000百万円</td> </tr> <tr> <td>⑤ 取得する期間</td> <td>平成21年7月31日から平成21年9月8日まで</td> </tr> </table> <p>(2) 第9種優先株式の取得</p> <p>当社は、平成21年7月31日に、上記(1)の取締役会決議により設定された自己株式取得枠の範囲内で、自己資本の質の向上及び潜在株式を含めた希薄化抑制等のため、メリルリンチ日本ファイナンス株式会社が保有する第9種優先株式（発行価額の総額3,500億円）の全部を自己株式として取得することを決定いたしました（発行価額の総額3,500億円、取得価額の総額2,712億円）。取得する優先株式については、取得後速やかに消却を行う予定です。</p> <p>取得の内容</p> <table> <tr> <td>① 取得する株式の総数</td> <td>10,000,000株</td> </tr> <tr> <td>② 株式の取得価額</td> <td>1株につき金27,125円</td> </tr> <tr> <td>③ 株式の取得価額の総額</td> <td>271,250百万円</td> </tr> <tr> <td>④ 取得予定日</td> <td>平成21年9月8日</td> </tr> </table>	① 取得する株式の種類	第9種優先株式	② 取得する株式の数	上限10,000,000株	③ 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容	金銭	④ 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額	上限280,000百万円	⑤ 取得する期間	平成21年7月31日から平成21年9月8日まで	① 取得する株式の総数	10,000,000株	② 株式の取得価額	1株につき金27,125円	③ 株式の取得価額の総額	271,250百万円	④ 取得予定日	平成21年9月8日
① 取得する株式の種類	第9種優先株式																		
② 取得する株式の数	上限10,000,000株																		
③ 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容	金銭																		
④ 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額	上限280,000百万円																		
⑤ 取得する期間	平成21年7月31日から平成21年9月8日まで																		
① 取得する株式の総数	10,000,000株																		
② 株式の取得価額	1株につき金27,125円																		
③ 株式の取得価額の総額	271,250百万円																		
④ 取得予定日	平成21年9月8日																		

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)																																								
	<p>2 重要な新株の発行</p> <p>当社は、平成21年7月31日に、メリルリンチ日本ファイナンス株式会社を割当先とする第三者割当の方法による新規普通株式の発行を決定いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>(1) 募集等の方法</td> <td>第三者割当</td> </tr> <tr> <td>(2) 発行する株式の種類</td> <td>普通株式</td> </tr> <tr> <td>(3) 発行する株式の数</td> <td>75,000,000株</td> </tr> <tr> <td>(4) 発行価額</td> <td>1株につき金1,382円</td> </tr> <tr> <td>(5) 発行価額の総額</td> <td>103,650百万円</td> </tr> <tr> <td>(6) 発行価額のうち資本金へ組み入れる額</td> <td>1株につき金691円</td> </tr> <tr> <td>(7) 発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額</td> <td>1株につき金691円</td> </tr> <tr> <td>(8) 申込期日</td> <td>平成21年9月8日</td> </tr> <tr> <td>(9) 払込期日</td> <td>平成21年9月8日</td> </tr> <tr> <td>(10) 資金の使途</td> <td>財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。</td> </tr> <tr> <td>(11) その他重要な事項</td> <td>会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行う予定であります。</td> </tr> </table> <p>3 重要な資本金及び準備金の減少</p> <p>当社は、平成21年7月31日に、資本金の額及び資本準備金の額の減少を行うことを決定いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>(1) 目的</td> <td>普通株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資（分配可能額）である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。</td> </tr> <tr> <td>(2) 資本金及び準備金の減少の方法</td> <td>会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少の手続きによる。</td> </tr> <tr> <td>(3) 減少する資本金の額</td> <td>51,825百万円</td> </tr> <tr> <td>(4) 減少する資本準備金の額</td> <td>51,825百万円</td> </tr> <tr> <td>(5) 減少する発行済株式数</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>(6) 法定公告掲載日</td> <td>平成21年8月7日</td> </tr> <tr> <td>(7) 債権者異議申述最終期日</td> <td>平成21年9月7日</td> </tr> <tr> <td>(8) 効力発生日</td> <td>平成21年9月8日</td> </tr> <tr> <td>(9) その他重要な事項</td> <td>同時に普通株式の発行により資本金及び資本準備金を増額する予定となっておりますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額が同日前を下回ることはありません。</td> </tr> </table>	(1) 募集等の方法	第三者割当	(2) 発行する株式の種類	普通株式	(3) 発行する株式の数	75,000,000株	(4) 発行価額	1株につき金1,382円	(5) 発行価額の総額	103,650百万円	(6) 発行価額のうち資本金へ組み入れる額	1株につき金691円	(7) 発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額	1株につき金691円	(8) 申込期日	平成21年9月8日	(9) 払込期日	平成21年9月8日	(10) 資金の使途	財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。	(11) その他重要な事項	会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行う予定であります。	(1) 目的	普通株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資（分配可能額）である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。	(2) 資本金及び準備金の減少の方法	会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少の手続きによる。	(3) 減少する資本金の額	51,825百万円	(4) 減少する資本準備金の額	51,825百万円	(5) 減少する発行済株式数	なし	(6) 法定公告掲載日	平成21年8月7日	(7) 債権者異議申述最終期日	平成21年9月7日	(8) 効力発生日	平成21年9月8日	(9) その他重要な事項	同時に普通株式の発行により資本金及び資本準備金を増額する予定となっておりますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額が同日前を下回ることはありません。
(1) 募集等の方法	第三者割当																																								
(2) 発行する株式の種類	普通株式																																								
(3) 発行する株式の数	75,000,000株																																								
(4) 発行価額	1株につき金1,382円																																								
(5) 発行価額の総額	103,650百万円																																								
(6) 発行価額のうち資本金へ組み入れる額	1株につき金691円																																								
(7) 発行価額のうち資本準備金へ組み入れる額	1株につき金691円																																								
(8) 申込期日	平成21年9月8日																																								
(9) 払込期日	平成21年9月8日																																								
(10) 資金の使途	財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営を実現するため。																																								
(11) その他重要な事項	会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少を行う予定であります。																																								
(1) 目的	普通株式の発行により払い込まれた資金を自己株式の取得原資（分配可能額）である「その他資本剰余金」へと振り替えることにより、公的資金返済に向けた機動的かつ適切な資本政策運営を実現するため。																																								
(2) 資本金及び準備金の減少の方法	会社法第447条第3項及び会社法第448条第3項に基づく、株式発行と同時に資本金の額及び資本準備金の額の減少の手続きによる。																																								
(3) 減少する資本金の額	51,825百万円																																								
(4) 減少する資本準備金の額	51,825百万円																																								
(5) 減少する発行済株式数	なし																																								
(6) 法定公告掲載日	平成21年8月7日																																								
(7) 債権者異議申述最終期日	平成21年9月7日																																								
(8) 効力発生日	平成21年9月8日																																								
(9) その他重要な事項	同時に普通株式の発行により資本金及び資本準備金を増額する予定となっておりますので、効力発生日後の資本金の額及び資本準備金の額が同日前を下回ることはありません。																																								

2 【その他】

当四半期連結会計期間において、以下の通り取締役会による配当の決議がありました。

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	10,758	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月9日	利益剰余金
	種類株式					
	丙種第一回 優先株式	816	68.00			
	己種第一回 優先株式	1,480	185.00			
	第1種第一回 優先株式	8,772	31.90			
	第2種第一回 優先株式	8,988	31.90			
	第3種第一回 優先株式	8,772	31.90			
	第4種 優先株式	2,501	992.50			
	第5種 優先株式	3,675	918.75			
	第9種 優先株式	3,255	325.50			

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月11日

株式会社 りそなホールディングス

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古澤	茂印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大森	茂印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸野	勝印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- ※ 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月10日

株式会社 りそなホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古澤	茂印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸野	勝印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧野あや子	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそなホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそなホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年7月31日に以下の事項を決定した。

- 自己株式取得枠の設定及びそれに基づく第9種優先株式の取得
- 第三者割当の方法による普通株式の発行
- 資本金の額及び資本準備金の額の減少

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月13日

【会社名】 株式会社りそなホールディングス

【英訳名】 Resona Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 檜垣誠司

【最高財務責任者の役職氏名】 該当ありません

【本店の所在の場所】 大阪市中央区備後町二丁目2番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社りそなホールディングス東京本社
(東京都千代田区大手町一丁目1番2号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長檜垣誠司は、当社の第9期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。